

決 裁	参事	主幹	主査	主査付	営業センター 業務責任者	営業センター 係

取外量水器届出用紙(単独用)

※申請を伴わずに単独で量水器のみを撤去した場合に適用する。令和 年 月 日

所 有 者	住 所						印
	氏 名						
	電話番号						
加 入 金 権 利 住 所							
取 外 日	令和 年 月 日	取 扱 業 者					
		主 任 技 術 者					
権 利 使 用 予 定 期 日	☐ 取り外し日より3ヶ月以内 ☐ 取り外し日より3ヶ月以上(1年以内を目処) ※令和 年 月 日までに使用予定						
権 利 保 留 の 理 由	(3ヶ月以上保留の場合に記入) ☐ 新築の予定あり ☐ その他()						
取 外 量 水 器							
水栓番号	調定番号	口径 (mm)	有効年月	量水器番号	器種	取外指針 (m³)	
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
給水管管種	☐ 水道用ポリエチレン管(厚肉) ☐ 水道用ポリエチレン管(薄肉)					☐ 裏面あり	
市 記 入 欄	必要措置	☐ 止水栓止					
		☐ 配水管から給水管の切り離し					
		☐ その他()					
上記取り外し量水器について、権利使用予定期日が経過しても使用がない場合は、江別市水道事業給水条例施行規程第25条に基づき、権利の使用は認められません。 尚、残存給水管については、老朽化により将来漏水等の危険性がありますので、上記「必要措置」を行った場合でも、使用の見込みがなくなった場合は、配水管からの切り離しをお願いいたします。 当該給水管にて漏水が発生した場合は、漏水量及び漏水箇所の修繕等の一切の費用は所有者負担となります。							

